

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成25年6月26日付で、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

○○の元採石場の残壁の修復について、香川県が事業者に指導または命令を出していることの分かる書類全部

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、別表1に掲げる行政文書を特定し、(1)及び(2)の行政文書については、別表2の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして本件処分を、(3)から(23)までの行政文書については公開決定を行い、平成25年7月24日付で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年7月29日付で、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

「「行政文書一部公開決定通知書」別紙2の公開しない部分に記載された「連帯保証人の住所、氏名」を取り消すとの決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、次のとおりである。

本件「一部公開」の決定理由は、条例第7条第2号を該当条例と主張するが、同条後段の「…ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とした例外規定に違反している。

具体的な事由

(a) 当該事案は、(略)、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川

県条例第2号。以下「みどりの条例」という。)に基づき、香川県と事業者の取り交わした、平成〇年〇月〇日付「みどりの保全に関する協定書」(以後「協定書」と呼ぶ)の案件であり、残壁処理が平成25年の今になっても完成していなくて(後記 (C)、参照)、中断しているのである。当該場所の採石場残壁是正ができないと、(略) 全体の心配の種である。

- (b) また、当該事案はみどりの条例第23条(公表 2)規定では「…協議書と異なる土地開発行為を行った土地開発事業者の氏名を公表することができる」と明記された規定に該当する。
- (c) さらに、協定書締結事業者と連帶保証人は、香川県から「…その完了又は廃止の日から1年以内に別紙記載の開発跡地緑化計画に係る緑化工事を完了しなければならない。」と緑化義務(協定書 第2条で)を課せられている。

第4 実施機関の説明の要旨

非公開理由等説明書による説明は、次のとおりである。

条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号では、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、非公開情報から除くこととしている。

本号に該当するため非公開とした部分のうち、本件異議申立ての対象となる部分は、本件行政文書のうち、連帶保証人の住所、氏名が記載された部分である。これらは土地開発協議者(事前協議手続を終了した土地開発事業者)の資金繰りや取引等の状況と密接に結びついた、法人の経理・経営等に関する重要な内部管理情報であり、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

なお、連帶保証人の住所・氏名を公表しないことによって、事業活動による危害が生じ、又は生ずるおそれのあるような状況ではないことから、同条同号ただし書には該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に關し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に當たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書1及び2の内容は、次のとおりである。

本件行政文書1及び2は、みどりの条例第21条第2項の規定に基づき、知事と土地開発協議者及び連帯保証人との間で締結した「みどりの保全に関する協定書」である。

みどりの条例第16条第1項の規定に基づき、土地開発事業者は一定面積以上の土地開発行為を行う場合には、あらかじめ、知事と協議しなければならないこととされている。

また、みどりの条例第21条第2項の規定に基づき、知事は、必要があると認めるときは、土地開発協議者とみどりの保全に関する協定を締結することとされており、協定を締結する際には、土地開発協議者は、緑化を行うことを保証するため、担保の提供や連帯保証人を付すなどの措置をとるものとされている。

3 当審査会の審査対象について

異議申立書によると、異議申立人が公開を求めるのは、本件処分のうち、本件行政文書1及び2の「連帯保証人の住所、氏名」が記載された部分であると認められるので、これらの部分の非公開情報該当性について判断する。

4 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

異議申立人が公開を求める連帯保証人の住所及び氏名などの連帯保証に関する情報は、法人等が事業活動を行ううえでの内部管理に属する情報であり、取引先等情報における極めて重要な情報である。これらの情報を外部に対して明らかにするかどうかは、本来、当該法人等が自らの事業活動とのかかわりの中で自主的に決定すべきことであり、当該法人等の事業活動にかかわりなく、本条例により広く一般に公開することは、当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められる。

一方、異議申立人は、本件行政文書1及び2であるみどりの保全に関する協定書第2条第1項に規定する緑化工事が中断しているため、同協定書に係る土地への（略）の整備が進んでいない、また、緑化工事の中断はみどりの条例第23条第1項に規定する土地開発事業者の氏名等を公表することができる場合に当たるとして、当該事業者の緑化義務の連帯保証人の住所及び氏名は条例第7条第2号ただし書に該当し、公開される必要があるとの主張をしている。

この点について、実施機関に説明を求めたところ、同協定書に係る土地における土地開発行為は完了も廃止もなされていないことから土地開発協議者に同協定書第2条第1項に

規定する緑化工事の着手を求めていないとの説明があった。

以上のことからすれば、当該土地開発協議者の緑化義務の連帯保証人にも当該義務は発生していないと解され、連帯保証人の住所及び氏名を公開したからといって、異議申立人が主張するような危害の回避にはつながらないのであり、条例第7条第2号ただし書に規定する、当該法人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には当たらない。

したがって、異議申立人が公開を求める連帯保証人の住所及び氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書に該当しないと判断される。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表1

実施機関が特定した行政文書
(1) 平成〇年〇月〇日付け「みどりの保全に関する協定書」(5件)（以下「本件行政文書1」という。）
(2) 平成〇年〇月〇日付け「みどりの保全に関する協定書」(7件)（以下「本件行政文書2」という。）
(3) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(4) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(5) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(6) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(7) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(8) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(9) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(10) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(11) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(12) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(13) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(14) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(15) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(16) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」
(17) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(18) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(19) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(20) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(21) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(22) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)
(23) 平成〇年〇月〇日付け、〇〇号「採取計画の認可について」(香川採石認可第〇号)

別表2

行政文書	公開しない部分	公開しない理由
1	連帯保証人の住所、氏名、印影	(条例第7条第2号本文該当) 法人の経理・経営等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	法人の印影	(条例第7条第2号本文該当) 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	跡地復旧計画書、緑化計画図及び跡地復旧計画図	(条例第7条第2号本文該当) 法人の事業に関する詳細な情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
2	連帯保証人の住所、氏名、印影	(条例第7条第2号本文該当) 法人の経理・経営等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	担保（定期預金債権）の内容	(条例第7条第2号本文該当) 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	法人の印影	(条例第7条第2号本文該当) 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	跡地復旧計画書、緑化計画図及び跡地復旧計画図	(条例第7条第2号本文該当) 法人の事業に関する詳細な情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。